

令和5年12月28日
水産庁

「平成二十六年農林水産省告示第八百六十七号（漁業の許可及び取締り等に関する省令第五十七条の規定に基づく農林水産大臣が定める海域及び漁具に関する制限）の一部を改正する告示案に係る意見・情報の募集」の結果について

平成二十六年農林水産省告示第八百六十七号（漁業の許可及び取締り等に関する省令第五十七条の規定に基づく農林水産大臣が定める海域及び漁具に関する制限）の一部を改正する告示案に係る意見・情報の募集について、令和5年10月31日から11月30日までの間、広く国民の皆様から意見・情報を募集するパブリックコメント手続を実施いたしました。

その結果、募集期間において、寄せられた御意見はなく、公表した案のとおり制定することといたしました。

皆様方の御協力に深く御礼申し上げますとともに、今後とも農林水産行政の推進に御協力いただきますようよろしくお願い申し上げます。

お問い合わせ先
水産庁資源管理部国際課
03-6744-2364（内線 6709）